**被災住宅用地に対する固定資産税課税標準特例申告書**

　年　　　月　　　日

三次市長　様

申告者の住所（所在地）

申告者の氏名（名称）

電話番号

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されている下記土地について、災害等により住宅に被害を受け住宅用地として使用することができないので、被害を受けた住宅用地（以下「被災住宅用地」という。）について、引き続き特例の適用を受けたく地方税法第349条の３の3の規定により申告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被災年月日 | 年　月　日 | り災住宅の  り災証明番号 |  | |
| 被災翌年1月1日の住宅用地の状況 | | | | |
| 被災住宅  の所在 | 三次市 | 被災住宅  の所有者 |  | |
| 家屋番号 |  | 床面積 | ㎡ | |
| 家屋の種類 | 専用住宅・併用住宅・その他 | 家屋の構造 | 木造・非木造・その他 | |
| 被災住宅用地の所在・面積 | 三次市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡  三次市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡  三次市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡  三次市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡  三次市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | | | |
| 被災住宅用地の所有者 |  | 申請者と被災住宅用地所有者との関係 | |  |
| １月１日に住宅用地として使用できない理由 |  |  | |  |

(注)

・申告した内容に変更が生じた場合（建物を新築した場合等）は、速やかにその旨を申告してください。

・被災住宅用地に対する固定資産税課税標準額の特例は、被災した年度の翌年度および翌々年度の２年間

に限り適用されます。 ただし、親族以外の者に所有権移転した場合、利用状態に変更が生じた場合には上

記特例を除外される場合があります。